

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	小幡 (五個荘小幡町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月17日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・集落内の農地については、〇〇〇〇、〇〇〇〇、その他個人農家が耕作をしている。 ・農家の高齢化に伴い、離農者が増加しており、今後、担い手の確保が課題である。 ・専業農家においては、サラリーマン並みの収入が得られる経営環境の構築を検討する必要がある。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・米、麦、大豆に加えて、WCS稲を主要作物としている。 ・個人での耕作が不可能となった場合は〇〇〇〇に集積を行う方針である。 ・農事組合法人における若手の育成と持続性の維持を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、農業委員と相談しながら、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在、相対による利用権設定が中心であることから、今後、農地バンクへの貸付を進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定している基盤整備事業はないが、水路等の補修が必要となった場合は適宜対応を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手を育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後についても、大豆の収穫やドローンを活用した防除作業等については、JAグリーン近江への委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
②環境こだわり米の栽培を推進し、減農薬の推進を図っている。 ③ザルビオフィールドマネージャー(営農管理システム)を導入し、スマート農業の推進を図っている。				